

国指定日出島鳥獣保護区計画書

【存続期間の更新】

令和4年11月1日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

日出島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

岩手県宮古市所在日出島及び周辺岩礁

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和4（2022）年11月1日から令和24（2042）年10月31日まで（20年間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮古市の北東約5kmの場所に位置する日出島の全域で、面積約8ha、周囲約2kmの無人島である。最高標高は58mで、周囲の大部分は高さ5～20mの海食崖に囲まれている。

当該区域は、クロコシジロウミツバメ（環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠA類、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の規定に基づく国内希少野生動植物種に指定されている。）の全国的に重要な繁殖地であるほか、オオミズナギドリ、コシジロウミツバメ等の海鳥も集団で繁殖している。クロコシジロウミツバメは太平洋と大西洋の暖海域に分布し、繁殖のために日出島に飛来する海鳥で、国内では日出島を含む三陸沿岸の3箇所のみで確認されている。

また、当該区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定に基づく三陸復興国立公園特別保護地区に指定されているとともに、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地として国指定天然記念物に指定されている。

以上のとおり、当該区域はクロコシジロウミツバメ、オオミズナギドリ等の海鳥の繁殖地として重要であることから、集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 集団繁殖地の保護区として、クロコシジロウミツバメ等の繁殖環境を保護するため適切な管理に努める。
- 2) 環境省職員及び鳥獣保護区管理員による年数回の上陸巡視を行い、クロコシジロウミツバメ等の海鳥、その他の鳥獣の生息動向を把握する。
- 3) クロコシジロウミツバメの繁殖環境の改善及び個体群の維持回復のために実施している裸地化対策、人工巣箱の設置管理及び音声誘引等を継続する。
- 4) 鳥類の安定的な繁殖環境の保全のため、関係地方公共団体、地域住民等との連携・協力に努める。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、宮古市の北東約 5 km に位置している。

イ 地形、地質等

当該区域は、長径約 400m、短径約 350m、面積約 8 ha の最高標高 58m の小島嶼（無人島）で、周囲は高さ 5～20m の海食崖に囲まれている。日出島は、約 1 億 1000 万年前に海に堆積した地層（宮古層群日出島層）からなり、二枚貝、アンモナイト等の多くの種類の化石が発見されており、三陸ジオパークのジオサイトにもなっている。平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震に伴う津波では、島の北西部で 20m、東部は約 40m に達し、林床の土壌、枯れ木、地表植生が消失したことが確認されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、ミズナラ、ハウチワカエデ等の広葉樹林になっており、一部スギやアカマツが確認され、島の中央にはヤダケの群落が広がっている。植物相は 66 科 161 種が確認されている。クロコシジロウミツバメは、林床にオオバジャノヒゲ等が広がる林内に営巣するが、1980 年代以降オオミズナギドリの営巣数の増加に伴い、造巣活動及び地面の踏みつけにより林床植物が消失し、土壌流出や地面の荒廃及び裸地化が進行している。この対策として土留柵及びヤシマットの設置、オオミズナギドリによる表土攪乱防止のための金網の設置が行われ、金網設置箇所ではオオバジャノヒゲ及びミズナラ等木本類の幼木が確認されている。また、近年、三陸沿岸ではナラ枯れが進行しており、日出島においても枯死したミズナラが確認されている。樹冠の消失に伴うクロコシジロウミツバメの繁殖環境の悪化が懸念されることから、人工巣箱に日よけのための木枠を設置している。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としてはウミツバメ類、オオミズナギドリ、ウミネコ、オオセグロカモメ等の海鳥、ハヤブサ、ミサゴ等の猛禽類等、13 目 27 科 60 種が確認されている。1980 年代以降、オオミズナギドリの営巣数の増加に伴い、林床の裸地化及び土壌流失、オオミズナギドリの造巣活動による巣の直接的な破壊等によりクロコシジロウミツバメの繁殖環境が悪化し、個体数が減少している。クロコシジロウミツバメの繁殖環境の改善及び個体群の維持回復のために、裸地化対策、人工巣箱の設置管理及び音声誘引等を実施している。

その他の動物類の確認はほとんどなく、コウモリ 2 種の確認があるが、鳥類以外の生物相は少ない。また、1970 年代にドブネズミが侵入したことがあるが、宮古市教育委員会により殺鼠剤を用いて速やかに駆除された。その後ネズミ類は確認されていないが、ネズミ類が侵入した場合、クロコシジロウミツバメ等に甚大な被害を及ぼす可能性が高いことから、再侵入に注意が必要である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない。

5 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	1本
(2) 特別保護地区用制札	1本
(3) 案内板	1基
(4) 給水器	—
(5) 給餌台	—
(6) 巣箱	—
(7) その他	—

6 存続期間の更新の理由

当該区域は、クロシジロウミツバメの集団繁殖地を保全する上で重要であり、当該区域に生息する鳥類の保護を図る必要があるため、引き続き鳥獣保護区に指定する必要がある。

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和57(1982)年11月1日(昭和57年10月30日 環境庁告示第106号)

(2) 経緯

平成4(1992)年11月1日(平成4年10月12日 環境庁告示第74号)

存続期間の更新

平成14(2002)年11月1日(平成14年10月3日 環境省告示第73号)

存続期間の更新